

(株) ツルサキ

津留崎 博 様

山口県知事 村岡 嗣政



一般建設業の許可について（通知）

令和 3年 9月29日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 山口県知事許可 （ 般 ー 3 ） 第 14495 号

許可の有効期間 令和 3年 12月 4日 から 令和 8年 12月 3日 まで

建設業 の 種類

建築工事業
左官工事業
電気工事業
鋼構造物工事業
防水工事業

大工工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
塗装工事業
内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 8年 11月 3日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

LW010